

## 障がいをお持ちの方や高齢者の方及び支援者のみなさんへ 特別定額給付金（10万円給付）に対するポイント

### 申請書の提出が心配

- 3つのポイント**
- ① 申請するのは世帯主の方
  - ② 7月31日（金）までに申請
  - ③ 支援者や身近な人に相談

申請書の書き方や、提出の仕方、分からないことがありましたら、下記の間合せまで、お問合せください。■**問合せ** 役場政策財政課（特別定額給付金交付事務プロジェクトチーム事務局）☎ 296-1211 FAX 296-2594 ■**受付日時** 土・日・祝日を除く平日 午前8時30分～午後5時15分

### だまされないかが心配

- 3つのポイント**
- ① 不審な電話やメールには返信しない
  - ② 寄付や商品購入の話は断る
  - ③ 支援者や身近な人に相談

銀行口座の番号などの個人情報を聞いてくる人、電話、メールには注意が必要です。とにかくすぐに回答しない、返信しないことが重要です。そして、かかわりのある支援者や身近な人に相談してください。

### ⚠ 給付金詐欺にご注意ください

**絶対に教えないでください！  
渡さないでください！**

- ・ 暗証番号
- ・ 通帳
- ・ マイナンバー
- ・ 口座番号
- ・ キャッシュカード

「怪しいな？」と思ったら  
遠慮なくご相談を



警察相談専用電話 # 9110  
新型コロナウイルス給付金関連消費者  
ホットライン ☎ 0120-213-188

### 消費者ホットライン「188」にご相談を

新型コロナウイルスの感染拡大に関連したトラブルや悪質商法の製品による消費者トラブルが多発しています。困ったときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にお電話ください。

消費者ホットライン188（局番なし）では、お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口にご案内し、専門の相談員がトラブル解決を支援します。



一人で悩まず、まずは相談  
困ったときは、一人で抱えこま  
ずに「消費者ホットライン188  
（いやや!）」までお電話を。

## 埼玉県中小企業・個人事業主支援金に関するお知らせ

埼玉県は、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取組を支援します。

- **対象** 県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルスの影響を受けて20日以上休業している事業主
- **支給額** 20万円（県内の複数事業所を休業している場合は30万円）
- **受付期間** 令和2年6月15日（月）まで
- **申請方法** 原則、電子申請（郵送も可能）

支給要件等、詳細は、ホームページをご確認ください。なお、6月1日（月）より、追加支援金の受付を開始しますので、あわせてご確認ください。

■ **URL** <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>

■ **問合せ** 中小企業等支援相談窓口  
☎ 0570-000-678（ナビダイヤル）  
又は 048-830-8291（平日、休日  
ともに午前9時～午後6時）



## 特別定額給付金の申請に関するお知らせ

町では、すでに5月号広報や全戸配布のチラシ等でもお知らせしていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人につき10万円の「特別定額給付金」が支給されることとなり、申請受付と支給を行っています。

この特別定額給付金を受け取るためには、申請書の提出が必要です。申請方法は、原則として「郵送申請」と「オンライン申請」の2種類となります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役場窓口での申請はご遠慮ください。

### 特別定額給付金の概要

<b>対象</b>	令和2年4月27日時点で町の住民基本台帳に記載されている方
<b>給付額</b>	1人あたり10万円
<b>申請・受給者</b>	世帯主（世帯主の口座へ振り込み）
<b>申請期限</b>	令和2年7月31日（金）まで（必着）（申請期限が当初のご案内から変更となっております。ご注意ください。）

### 申請期限の変更に対するお詫び

国の補助金交付要綱で、申請期限は、郵送による申請受付開始から3か月以内とされています。本町では、少しでも早く給付を開始できるよう、特例措置を実施し、申請受付開始を前倒したため、

当初のご案内より変更となりました。謹んでお詫び申し上げます。申請期限は令和2年7月31日（金）までとなっています。お早めのご提出をお願いいたします。

申請種別	申請方法
郵送申請	町から郵送で届きました申請書に必要な事項を記入の上、必要書類（本人確認書類の写しと口座番号が分かるものの写し）を添付して、同封の返信用封筒で鳩山町役場に返信してください。同封の返信用封筒を使用した場合、郵送費はかかりません。申請書は町から5月18日（月）に発送しています。まだ、お手元に届いてない場合は、町役場までご連絡ください。
オンライン申請 （マイナンバーカードをお持ちで各種条件を満たしている方のみ）	マイナンバーカード（顔写真付きのもので通知カードではありません）をお持ちで、インターネット接続できるパソコンとICカードリーダー、またはマイナンバーカード読み取り機能に対応したスマートフォンをお持ちの方は、インターネット上のサイト、「マイナポータル びったりサービス」から、電子申請を行えます。操作方法や機器に関しましては、ヘルプデスク（☎ 0120-95-0178）までお問合せください。

なお、すでに町のホームページから申請書をダウンロード・印刷をされて申請された方やオンラインで申請された方は、2回給付されることはございませんので、郵送物が届いている場合には、破棄していただきますようお願いいたします。

■ **問合せ** 役場政策財政課（特別定額給付金交付事務プロジェクトチーム事務局）☎ 296-1211 FAX 296-2594 ■ **受付日時** 土・日・祝日を除く平日 午前8時30分～午後5時15分